

国際教養大学図書館延滞図書取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際教養大学図書館利用細則（以下「利用細則」という。）第14条に規定する貸出の停止等に関し、必要な事項を定める。

(停止の手続)

第2条 利用細則第14条第1項に規定する図書の貸出停止の期間は、当該図書の貸出期限の日の翌日から起算して当該図書が返却された日までの日数（以下、「延滞日数」という。）とする。また、延滞図書が複数ある場合は、延滞図書1件ごとに係る延滞日数を合算した日数（最大30日）とする。

2 利用細則第14条第2項に規定する各種サービスの停止等は、留学、単位認定、卒業並びに就職その他の証明書の発行停止、履修登録手続の保留に関して求めることができるものとする。

(交換留学生の取扱い)

第3条 交換留学生が、帰国までに延滞図書の返却手続をしなかった場合には、館長は当該学生が前条の処分を受けていることを当該学生の所属大学に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月12日から施行する。